

独立行政法人科学技術振興機構法の一部を改正する法律

改正の趣旨

平成25年度補正予算により交付される補助金により、将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる革新的な新技術の創出に係る研究開発の業務を今後5年間にわたり集中的に実施するため、独立行政法人科学技術振興機構に基金を設ける。

革新的研究開発推進プログラム(ImPACT) 平成25年度補正予算額 550億円

総合科学技術会議の司令塔機能の強化の一環として、実現すれば産業や社会の在り方に大きな変革をもたらす科学技術イノベーションの創出を目指し、革新的な新技術の創出に係る研究開発を推進。

改正の概要

(1) 基金の設立

独立行政法人科学技術振興機構に、平成31年3月31日までの間、革新的な新技術の創出に係る業務に要する費用に充てるための基金を設けることとする。

(2) 業務方法書及び中期目標等

文部科学大臣は、基金に係る業務に関する業務方法書の認可や中期目標の策定等をしようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術会議の意見を聞くこととする。

(3) その他所要の規定の整備

区分経理、基金の運用方法の制限、基金廃止の際の残余額の処理、国会への報告など

※施行期日：公布の日

（参考）独立行政法人科学技術振興機構の概要

○設立年月日 平成15年10月1日

○目的 新技術の創出に資することとなる科学技術に関する基礎研究、基盤的研究開発、新技術の企業化開発等の業務及び我が国における科学技術情報に関する中枢的機関としての科学技術情報の流通に関する業務その他の科学技術の振興のための基盤の整備に関する業務を総合的に行うことにより、科学技術の振興を図ること。

○平成25年度予算 1,345億円